

流山市国際交流基金条例

昭和63年6月29日
条例第15号

(設置)

第1条 国際交流を通じ、市民の国際理解を深めるため、流山市国際交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 市の積立金額
- (2) 基金への積立てが指定された寄附金額
- (3) 基金の運用から生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、市内の青少年と海外の青少年との国際交流その他の市民の国際理解に関する事業及びこれに付随する事業の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。